国絵図改めの文書を読む　解説

1　高橋(周)家文書について

・総点数 4,874 点（近世 430 点、近現代 4,444 点）
・高橋(周)家の初代は長左衛門とされるが、詳細不明。文書が残るのは２代権兵衛以降である。権兵衛は江戸下谷に住み、貞享元年(1684)に賀美郡肥土村(現児玉郡神川町)に戻った権兵衛の代から土地の集積が進められ、５代久米右衛門の代には組頭となり、以降村役人を勤めた。
・昭和 63 年、埼玉県史編さん室が通史編（近代）編さんのために資料調査を実施。その後、当館への寄贈申請を受け、平成元年(1989)に受入。
・参考 :『坂本家文書・高橋(周)家文書目録』（埼玉県立文書館収蔵文書目録第 47 集、2008）

2　本史料を読む前に

(1)賀美郡（緑埜郡）肥土村について

「肥土村は古へ上野国に属して、緑野郡内たりしに、元禄十四年当国に属すと云、されば同国寛文中の国図には、猶当村を載せ、当国の図の如きは元禄改定の時より、初てこの地を記せり、彼国に属せし頃は、原之郷髙山庄藤岡領に隷せしが、当国へ入し後は、近村と同じく丹の庄安保郷安保領に属せり、江戸への行程は前村に同じ、民戸八十六、東は植竹・関口の二村、南は貫井村、西は神流川を隔てゝ、上野国緑野郡小林・松郷・根岸の三村、北は郡中元安保村・四軒在家の二村なり、東西三町余、南北三十町に余れり、用水は神流川に堰を設けて其水を引漑げり、当村寛文中は御料所の外、酒井雅楽頭の領分たること、上野国寛文八年の郷帳に載たり、其後御料の地を金田遠江守に賜はりしに、元禄九年共に上りて御料となり、享保十七年黒田豊前守に賜はりしより今もかはらず、検知は元禄四年酒井・金田の二氏にて改めしと云、」（『新編武蔵風土記稿』[1]）

〇郷帳における肥土村の記載

資料名	年代	郡名	記載内容	村名
武蔵田園簿[2]	慶安２	記載なし	記載なし	記載なし
寛文上野国郷帳[3]	寛文８	緑埜郡	一、高三百八拾壱石三斗弐升弐合 内 百五拾石弐斗九升六合　田方 弐百三拾壱石弐升六合　畑方 右高之内	肥土村

[1] 蘆田伊人『新編武蔵風土記稿』（雄山閣、大日本地誌大系、1996）
[2] 東京大学史料編纂所所蔵「武蔵田園簿」（明治 20 年頃写、写本 4153-39）
[3] 国立公文書館所蔵「上野国郷帳」（寛文８年(1668)、請求番号 176-0245）

			百弐拾三石三斗弐升弐合　御蔵納 弐百五拾八石　　　　　　酒井雅楽頭分	
元禄武蔵国郷帳[4]	元禄 15	賀美郡	一、高三百八拾三石壱升八合	肥土村
天保武蔵国郷帳[5]	天保 5	賀美郡	一、高三百八拾三石壱升八合	肥土村

(2)賀美郡本安保村について

「元安保村は安保郷丹の庄に属し、江戸より二十四里を隔つ、当所は安保郷の名の由て起る處なれば元安保と唱ふるならんといへり、（中略）御入国の後は菅沼織部知行せしに、慶長九年上りて御料所となり、寛永七年村内を分ちて朝倉甚十郎に賜ひ、同く十年残る御料を大橋源兵衛・雨宮対馬守二人に分ち賜はりしに、雨宮の方は寛文十一年十二月雨宮文五郎に分地し、今子孫朝倉祐太郎・大橋與惣右衛門・雨宮権左衛門・雨宮千之丞四給入会の村なり、検地は慶長九年六月の改とのみ伝えて、検せし人の姓名等は知らず、其後開きし地は寛永四年豊田半兵衛・伊田兵左衛門改む、村の四隣東は大御堂村・原新田村・熊野堂村、南は八日市・植竹・関口の三村、西は肥土村、北は四軒在家村にて、東西二十町、南北十一町余、民家百十二、用水は阿保堰楠川の水を注と云、」（『新編武蔵風土記稿』）

○武蔵国絵図における賀美郡の描写

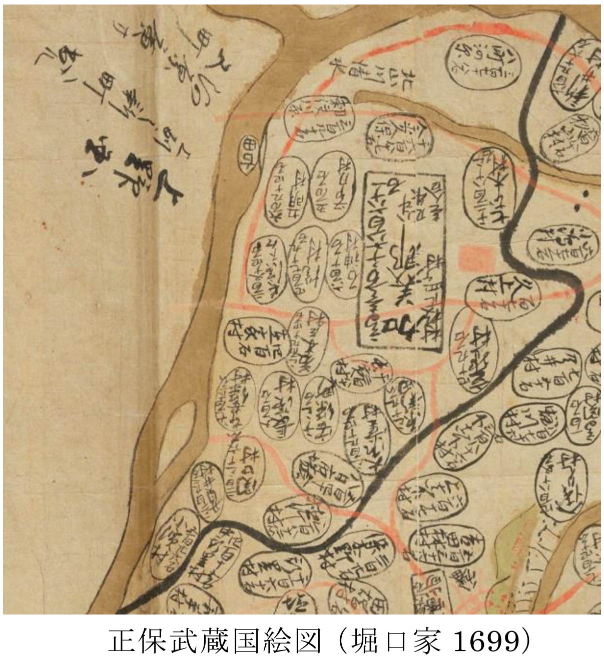

正保武蔵国絵図（堀口家 1699）

天保武蔵国絵図（国立公文書館所蔵）

(3)境目争論のはじまり

今回のテキストは、元禄 14 年(1701)2 月付けの本安保村による［肥土村百姓上武国境改変ニ付訴状］（写）（高橋(周)家 365）に対する**肥土村からの**

---

[4] 国立公文書館所蔵「武蔵国郷帳」（元禄 15 年(1702)、請求番号 176-0250）
[5] 国立公文書館所蔵「武蔵国郷帳」（天保 5 年(1834)、請求番号 176-0281）

返答書である。

［肥土村百姓上武国境改変ニ付訴状］における本安保村の論点は、下記の通りである。

①今度の国絵図改めについて、去年（元禄 13 年）竹村惣左衛門様手代の勇沢庄左衛門殿が武蔵・上野両国の国境を調査した際に、本安保村の者が正保 2 年(1645)作成の国絵図を拝見したところ、国境や郡境について変更箇所はなかった。

②今年（元禄 14 年）2 月 3 日、平岡十左衛門様手代清水郷左衛門殿の調査の際、両国の境は間違いなく正保国絵図も①の通りであった。両国の境目である神流川の河原詰までの 260 間の内、上流は今まで通り「古川」で間違いなく、境目を決定した。下流については肥土村の者が武蔵国側へ大分押し込め押領しているため、本安保村は迷惑を被り、仕方なく訴訟に及んだ。

③正保 2 年の国絵図改めの際には、武州・上州の国境は飯河善左衛門様・雨宮拾左衛門様が検分され、肥土・安保両村立ち合いの上、それまで通りに神流川の「古川」を境目と決め、裁許絵図を作成した。それ以後は変地が少しもないのにも関わらず、肥土村が押領している。

本安保村の訴状には、次のような評定所の裏書が付されている。

本安保村からの訴状を受け、肥土村・本安保村双方の誓詞を作成し、論所（現地）において立ち合いの上、間違いないよう 1 枚の絵図に仕立てた。肥土村からの返答書を添えて、4 月 25 日には評定所へ出頭して両者対決するように。

３　江戸幕府調製国絵図について

(1)国絵図とは[6]

江戸幕府による全国的な国絵図調製事業は、慶長・正保・元禄・天保の四度にわたって実施された。しかし、慶長国絵図は、家康が伏見在城の折、秀吉恩顧の大名が多い西日本諸国を対象に実施したようで、国絵図調進は東日本には及ばなかった。

国絵図調製は国持ちの大名に命じられ、相持ちの場合には絵図元（絵図調進担当者）となる大名が任命された。国絵図は郡別・村別の石高を記載した郷帳とセットで作成され、幕府に献上された。幕府側の編集責任者として、

---

[6] 江戸幕府が調製を命じた国絵図に関わる主な総論的研究は次の通りである。
・川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』（古今書院、1984）
・　同　『国絵図』（吉川弘文館、日本歴史叢書 44、1996）
・杉本史子『領域支配の展開と近世』（山川出版社、1999）
・国絵図研究会編『国絵図の世界』（柏書房、2007）
・小野寺淳・平井松午編『国絵図読解事典』（創元社、2021）
・杉本史子『絵図の史学―「国土」・海洋認識と近世社会―』（名古屋大学出版会、2022）

正保度には大目付が、元禄度には三奉行と大目付が、天保度には勘定奉行が事にあたった。幕府は江戸本郷に御絵図小屋を設け、これらの資料に基づいて前回の絵図を改訂し、狩野派の画家をして諸国一定の様式に描かしめた。

縮尺は 1 里を 6 寸とする 2 万 1,600 分の 1 とし、道路には一里塚の表示も加えてある。楕円形の枠内に村名と石高を記入し、郡ごとに色を分け、図の一隅に端書の欄を設けて、色分け、郡名と石高・村数の総計を掲げていて、その数字は郷帳のそれに一致する。

もと江戸幕府は国絵図をすべて正副 2 枚ずつ作り、1 組を幕府の勘定所に備えて事務用に供し、1 組を紅葉山文庫に置いた。正保国絵図は、その原本全部を江戸時代末期まで紅葉山文庫に架蔵していたが、その後散逸して現存しない。元禄図の原本は、現在、内閣文庫に 8 枚（常陸・下総・日向・大隅・薩摩・琉球(3 枚)）が所蔵されている。天保国絵図の原本は、全国完全に揃った 83 枚と重複図 36 枚が内閣文庫に伝えられている。

(2)武蔵国絵図について[7]

○武蔵国絵図の絵図元

資料名	絵図元
正保図	松平伊豆守(川越藩)・阿部豊後守(岩槻藩)・阿部対馬守(忍藩)・伊奈半十郎
元禄図	井上大和守(寺社奉行)・安藤筑後守(大目付)・松前伊豆守(江戸町奉行)・久貝因幡守(勘定奉行)
天保図	明楽飛騨守(勘定奉行)・田口五郎左衛門・大沢主馬(目付)

○武蔵国絵図の原本と写本　　※『国絵図の世界』の巻末「国絵図所在一覧」に加筆

所蔵	請求番号		資料名		国絵図	作成年
国立公文書館	**148-特 083**	**1**		**天保武蔵国絵図**	**天保**	**天保 9**
国立公文書館	176-0286	13	日本分国図	武蔵国 1	正保	
国立公文書館	176-0282	60	日本分国絵図	武蔵国図	正保	
京都学歴彩館	館古 044	6	国絵図	武蔵国絵図	正保	明治 5?
国文学研究資料館	27M-2			武蔵国絵図	正保	
国文学研究資料館	30J/00905		武蔵国多摩郡連光寺村富沢家文書	武蔵国絵図		
国立歴史民俗博物館	H-1736-10-129		内田寛一古地図コレクション	正保所製武蔵全図	正保	
国立歴史民俗博物館	H-1736-12-35		内田寛一古地図コレクション	武蔵国大絵図		

[7] 武蔵国絵図の先行研究については次の通り。
- 重田正夫「武蔵国における天保国絵図の調査過程」（埼玉県立文書館『文書館紀要』19、2006）
- 白井哲哉「江戸幕府が作った最古の武蔵国絵図─埼玉県立浦和図書館蔵『武蔵一国之図』の意義を考える─」（川越市立博物館編『絵図で見る川越─空から眺める江戸時代の川越─』、2014）

徳島大学附属図書館	諸 13			武蔵国図	文化 8
小浜市立図書館			酒井家文庫	武州絵図	
伊能忠敬記念館				武蔵国図	
埼玉県立文書館	堀口家 1699			［武蔵国絵図］	正保
埼玉県立文書館	小室家 4624			［武蔵国全図］	正保　天保 10
埼玉県立文書館	猪鼻家 2310			［武蔵国絵図］	
埼玉県立文書館	鈴木(庸)家 9275			［武蔵国絵図］	明治

江戸幕府が全国の大名に命じて調製した武蔵国絵図の原本で、現存しているのは天保武蔵国絵図のみである。原本のサイズは東西 537cm×南北 512cm。　武蔵国郷帳は、国立公文書館に元禄分及び天保分が残る。正保分については、「武蔵田園簿」で近値を知ることができる。

「田園簿」は、領主や村の記載から正保郷帳の素案と考えられており、慶安２～３年（1649~50）段階のものとされる。

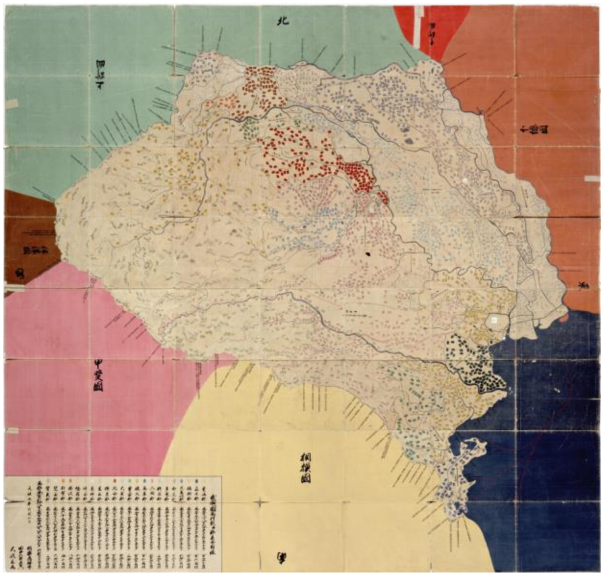

天保武蔵国絵図▶

（国立公文書館所蔵、天保９年、特 083-0001 0031 ）

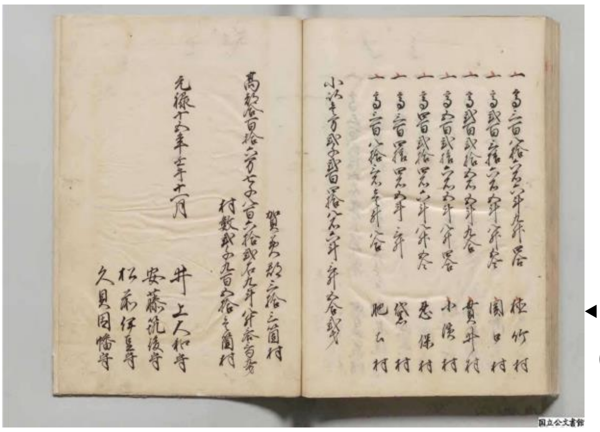

◀武蔵国郷帳

（国立公文書館所蔵、元禄 15 年(1702)、請求番号 176-0250)

※国立公文書館デジタルアーカイブズより画像引用

(3)元禄国絵図の作成過程　※〈 〉内は上野国の動き[8]

8 上野国絵図の先行研究については次の通り。

・斉藤明子「元禄上野国絵図の記載について」(群馬県立文書館研究紀要『双文』VOL.6、1989)

・山田叔子「姫路市熊谷家文書『國圖要録　全』—寛文四年上野國絵図作製覚帳—」(『双文』VOL.7、1990)

・千川(斉藤)明子「天保上野国絵図控図の記載内容について」(『双文』Vol.8、1991)

・鈴木一哉「元禄期前後における三波川村の『枝郷』と『郡』—元禄上野国絵図関係文書を手がかりに—」(『双文』、VOL.9、1992)

・中島潔「江戸幕府撰上野国絵図の系統的研究—群馬県立文書館所蔵国絵図及び関連史料の検討—」(『双文』Vol.27、2010)

・青木裕美「寛文上野国絵図の基礎的考察—前橋市立図書館所蔵『上野国絵図』をめぐって—」(『双文』VOL.33、2017)

〇元禄 9 年(1696)
　11 月 23 日　国絵図作成の指示が出される
〇元禄 10 年(1697)
　閏 2 月 4 日 大目付仙石伯耆守の名で大名の江戸留守居役が幕府評定所に呼び出され、口頭で内示を受ける
　　河内・関東のうち四か国（相模・武蔵・安房・上総）・伊豆を国絵図御用奉行の名で担当（実際は絵図小屋御勘定）
　　〈上野国絵図作成を前橋藩酒井家に命じる〉
　〃 16 日 国絵図作成事業の担当奉行が決まる
　　〈熊谷平左衛門・犬塚又内に国絵図の奉行を命じる〉
　4 月　幕府が定めた国絵図改定要綱が絵図元の江戸留守居に交付
　5~6 月　各国絵図元へ古国絵図が貸し出しされ、「国絵図仕立様之覚」[9]「国境絵図仕様之覚」が交付される
　　《この間、度々、国絵図作成の作業は中断》
〇元禄 12 年(1699)
　2 月~　各国の絵図元と絵図小屋詰めの幕府役人との間で個別折衝開始
〇元禄 14 年(1701)
　5 月 1 日　〈藤谷平左衛門が井上大和守に絵図を持参し、伺いを立てる〉
〇元禄 15 年(1702)
　11 月　武蔵国郷帳 2 冊を提出、国絵図も提出されたと思われる
　12 月 6 日　〈上野国絵図が完成し、熊谷・犬塚両氏が江戸に持参〉
　〃 12 日　〈国絵図 2 枚・郷帳 2 冊を評定所へ、縁絵図 5 枚、替地帳 1 冊を井上大和守へ、郷帳 1 冊を久貝因幡守へ提出〉

4　人名・語句の解説

※次の辞書類から抜粋・要約・引用した。

『日』:『日本国語大辞典』、『国』:『国史大辞典』、『重』:『寛政重修諸家譜』

(1) 人名

・池田新兵衛…重富。万治 3 年(1660)に家督継承し、御薬園を預かる。天和元年(1681)、還俗し代官となる。宝永 3 年(1706)に勘定奉行支配となる。『寛』

・大橋与惣右衛門…親宗。旗本。寛文 6 年(1666)家督を継承。享保 5 年(1720)死去。『寛』

・雨宮近江守…正長。旗本。寛文 11 年(1671)家督継承。元禄 8 年(1695)、

・群馬県立歴史博物館第 102 回企画展図録『空からグンマを見てみよう―国絵図・城絵図・町村絵図―』（群馬県立歴史博物館、2020）

[9] 川村博忠「新国絵図清書の報告書―『元禄国御絵図仕立覚』について―」（『歴史地理学会々報』97、1999）

明正上皇付となり、従五位下近江守に叙任。同9年上皇崩御により寄合に列す。同13年御先鉄砲頭。『寛』

・雨宮三郎四郎…正義。旗本。延宝元年(1673)家督を継承。元禄元年(1688)御納戸番、同14年に小普請。『寛』
・酒井雅楽頭…忠挙(ただたか)。江戸時代中期の上野国厩橋藩主。慶安元年(1648)に生まれる。忠清の子。母は松平定綱の女。延宝7年(1679)におきた越後騒動を父忠清は大老の職権をもって断罪したが、綱吉は将軍に就職すると、天和元年(1681)6月再審を行い、忠挙も父に連坐して逼塞を命ぜられたが、処罰を免れた。この間、天和元年2月厩橋13万石を襲封した。役職と知行高は対応関係として順調に進行し、貞享4年(1687)3月奏者番・寺社奉行、同11年2月大留守居に任命され、雅楽頭となった。『国』
・熊谷平左衛門…前橋藩酒井家の家臣。上野国絵図改定の奉行の一人。
・犬塚又内…前橋藩酒井家の家臣。上野国絵図改定の奉行の一人。
・平岡十左衛門…道友。元禄元年(1688)御勘定に列し、同7年関東の国々を巡視。同10年代官に転じ、宝永3年(1706)には勘定奉行の支配に属す。『寛』
・清水郷右衛門…平岡十左衛門の手代（代官に属し民政一般をつかさどった小吏)。
・下嶋甚右衛門…政武。寛文5年(1665)に家督を継ぐ。同8年御勘定。延宝5年(1677)御料所を巡視し、元禄7年(1694)代官に転じる。『寛』
・松平助之丞…政峻（まさたか)。旗本。寛文3年(1663)から御書院番士、桐間番を歴任。元禄6年(1693)小納戸、同10年二の丸御留守居、享保5年(1720)寄合。『寛』
・能勢三十郎…頼香（よりか)。旗本。寛文3年(1663)御書院番士。元禄8年(1695)小普請、同11年に所領を上野国緑野郡のうちに移され、13年同国多胡郡に移さる。『寛』
・市川孫右衛門…元禄8年(1695)家督継承し、代官となる。正徳5年(1715)死去。『寛』

(2)その他の語句

・廻状…二人以上の者に対して順次回覧し、最後に発信者に返送されるように作成された文書。諸役の勤仕を命じたり、訴訟沙汰のため訴陳両人に出頭を命じたりする場合などに多く用いられた。廻状をうけとった者は、自分の名の右肩に合点を付ける等して承諾したことをあらわすか、不参の場合は不参の理由を注記したりする。『国』
・替地…土地の交換、あるいはその土地。また領主が収用した土地、または領主に返還された土地の代地をいう。代替地。『日』

・証文…(1)後々の論拠とするための文書。ある事実を証明する文書。(2)特に、債権を証明する文書。『日』
・居村…住んでいる村。いむら。
(1)（飛び離れた所にある村の土地を出村（でむら）というのに対して）本村所在の地のこと。(2)もともと自分の住んでいる村。『日』
・目通り…(1)目の前。めさき。めじ。(2)目の高さ。目のあたり。目に触れるあたり。(3)貴人の前に出てまみえること。身分の高い人にお目にかかること。お目通り。(4)立ち木の太さにいう語。人が木の傍に立って、目の高さに相当する部分の樹木の太さ。目通り直径。『日』
・水帳…検地帳のこと。
・代官所…戦国大名や江戸幕府の直轄領、藩の蔵入地の支配のため、代官や属僚が事務をとった役所。代官役所、代官陣屋ともいう。また、代官の支配する領地をさす場合もあり、御料所・御領と同じ意味にも用いられた。『国』
・五明堀…楠川用水は神川町小浜で二手に分かれ、神川町小浜―関口―元阿保―四軒在家―上里町長浜―五明―帯刀へと五明堀は流れる。

5　古文書の内容要約

(1)元禄国絵図の改めについて、元禄 13 年 11 月に前橋藩主酒井忠挙様の家中熊谷平左衛門殿・犬塚又内殿から廻状が届いたので、肥土村の者は前橋へ出向いた。「先規之御国絵図（正保国絵図）」に変わった土地はあるかとお尋ねがあった。拝見した図の通り相違ないという証文を差し上げた。上州・武州の国境は上流から下流まで神流川が境目である。
(2)肥土村は、昔から村落の東を神流川が流れ、今も川の旧流路を少し水が流れ散る。現在、村の西側を流れている川は「新川」である。昨年(元禄 14 年)2 月中に平岡十左衛門様の手代である清水郷右衛門殿が上武国境の改めの時から、安保村の者は国境が以前の「古川」であると言っているが、本安保村が境目と主張する神流川の河原 260 間余の範囲は「古川」ではない。この地は肥土村の村域内にあり、古くからの畑地で、古株から生えた木や雑木、竹がある。年貢を上納しており、水帳にも掲載されており、村内であることは間違いない。清水郷右衛門殿も以前の境目の通りにするようにと安保村へ仰せになったが、安保村の者は承知していない。
(3)正保 2 年に武蔵国絵図を改めた際、立ち合いの上で境を立てたと安保村が申したことは、大きな偽り事である。安保村が境だと主張している場所は、元々肥土村分であり、従来、年貢や諸役も勤めてきた。安保村の者の言う通りに両国境であるというのであれば、肥土村の石高は不足している。両国の境目は、安保村が「五明堀」と申し出た古川境である。安保村は肥土村内の芝生へ押し込み、開発している。

右の通り、お聞き届けくださり、御慈悲をもって今までの通り仰せ付けくだされば、有難く存じます。